

仕 様 書

1 件名

令和7年度環境配慮型旅行推進事業に関する情報発信業務委託

2 契約期間

令和7年6月2日から令和8年5月30日まで

3 履行場所

公益財団法人東京観光財団が指定する場所

4 目的

東京都（以下「都」という。）及び公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）は、多摩・島しょ地域において、観光が環境に与える負荷の最小化を図るため、環境配慮型旅行に係る新たな取組を、経費助成等を行うことにより支援し、持続可能な観光（サステナブル・ツーリズム）の推進に取り組んでいる。

本事業では、令和5年度及び令和6年度環境配慮型旅行推進事業にて採択した多摩・島しょ地域の環境配慮型旅行に係る新たな事業4件に関して、Web媒体を用いて事業内容及びその成果を発信し、都内における環境配慮型旅行の先進的な取組を発信することで、国内外に都の取組姿勢をPRするとともに、訪都旅行を推進することを目的とする。

5 委託内容

（1）全体運営

- ア 受託者は受託決定後速やかに、責任者及び各担当者の役割分担・全体の制作スケジュールを明確にした詳細スケジュールを提出すること。また、スケジュールについては、財団や採択事業者（4者）の意向も踏まえて適宜調整すること。
- イ 制作過程において、業務の進捗状況を綿密に財団へ報告するほか、必要に応じて打合せを実施すること。また、打合せ実施後2週間以内に、議事録を財団に提出すること。

（2）採択事業の事業内容及び事業期間等

本事業において発信を行う令和5年度及び令和6年度環境配慮型旅行推進事業において採択となった4件の事業内容及び事業期間等は以下のとおり。

事業内容の一部変更等が生じた場合、発信回数や発信内容について契約内で柔軟に対応を行うこと。

事業者名	所在地	事業期間	事業概要
1. 株式会社タエコニ	小笠原村（母島）	令和5年10月2日～ 令和7年10月1日	環境配慮型トイレの設置、外来種対策と利用者の快適性、安全性に配慮した全天候型の体験施設の整備及び環境に配慮した新たな農園見学と体験コンテンツの創出
2. 株式会社do-mo	あきる野市	令和5年10月2日～ 令和7年10月1日	南沢あじさい村のリブランディング、HPの整備、プロモーション及び拠点となる自然人村コテージの改修、エコツアーカーの造成

3. 沿線まるごと株式会社	奥多摩町	令和5年10月2日～ 令和7年9月30日	「多摩川上流の“森と水”を感じる」をテーマとし、多摩川上流の自然環境への理解促進、通年での来訪時期の平準化、地域固有の文化の継承、多摩川沿いの空き地を活用した体験フィールド整備ワークショップの開催、その場を活用したツアー造成、モニターツアー開催
4. 特定非営利活動法人 フジの森	檜原村	令和7年4月1日～ 令和9年3月31日	環境保全林である「教育の森」(2.5ha)において遊歩道を拡張しながら適地に9m ² の「フォレストプラットフォーム」(木製デッキ)を最大20基設置し、これをテント泊が可能な多目的スペースとして展開し、各種自然体験プログラムと併せて販売を計画

(3) 発信内容及びスケジュール

- ア Web媒体等を活用して本仕様書5(2)に記載の1～3の事業者についてそれぞれの事業期間内に、4の事業者については本契約期間内に事業内容及びその成果を効果的に発信すること。
- イ 都内における環境配慮型旅行の先進的な取組を紹介することで、国内外に都の取組姿勢をPRするとともに、訪都旅行を推進する内容とすること。
- ウ ア、イを効果的に実施できる発信時期を設定すること。
- エ 複数の事業をまとめて発信することを妨げないが、日本語と英語でそれぞれ2回以上を行うこととする。発信回数やスケジュールについては以下の例を参考とし、各事業期間内において、受託者が発信回数やスケジュールを財団と協議の上決定すること。

発信回数やスケジュールの例

事業者名	事業期間	取材・発信内容作成	発信時期	効果測定
1. 株式会社タエコニ	令和5年10月2日～	令和7年6月～9月	令和7年9月	発信後1ヶ月以上実施
2. 株式会社do-mo	令和7年10月1日			
3. 沿線まるごと株式会社	令和5年10月2日～ 令和7年9月30日			
4. 特定非営利活動法人 フジの森	令和7年4月1日～ 令和9年3月31日	令和7年6月～12月	令和7年12月～令和8年2月の間	

- オ 本仕様書5(4)のターゲット層に合致する日本語及び英語のWeb媒体を選定すること。1回の発信において複数の媒体を利用することも可とする。
- カ 効果測定は、発信後1ヶ月以上実施すること。
- キ 発信内容については4件の事業の各事業者の意向を踏まえること。

(4) 掲載言語・ターゲット層

- ア 掲載言語は日本語及び英語とし、言語ごとに国内外を対象として情報を発信すること。英語の発信は海外の読者が理解しやすい構成や内容、書き方にしてすること。
- イ 国外への発信について対象地域は以下とする。また、主なターゲット層は以下などが想定されるが、具体的なターゲット層を設定すること。

対象地域：欧米豪とする。また、サブターゲットは東アジアの英語話者とする。
ターゲット層：高付加価値旅行者層、長期滞在を好む層、他の観光客に知られていない
場所への訪問を望むリピーター層、サステナブルな旅行への関心層 等

（5）留意事項

- ア ライターは、ライティングの実績を有していること。観光情報又は類似するテーマのライティング実績を有することが望ましい。
- イ 編集者は、観光情報又は類似するテーマの編集実績があることや英語媒体の編集能力を有することが望ましい。
- ウ 英語媒体の編集は英語を母国語とするものがチェックを行うこと。
- エ 校正にあたっては以下の条件を踏まえて行うこと。
 - ・綿密に校正を行うこと。誤りがあった場合は、受託者の責任において訂正すること。
 - ・掲載情報に電話番号や URL が含まれる場合、実際に電話するあるいはリンク先に接続するなど確認を行うこと。
 - ・財団及び各事業者による校正を 2 回程度行い、修正等を反映させること。なお、事前に受託者自身による校正を行うこと。
 - ・校正回数及び確認期間を踏まえ、余裕を持ったスケジュールを立てること。
 - ・本事業の関係者が英語による発信内容の確認が円滑に行えるよう、適宜日本語訳を付与して校正を行うこと。
- オ 媒体掲出先のポリシーや規定等を確認し、それぞれに応じた対応を行うこと。
- カ 写真・動画の利用に際して被写体及び写り込みの内容を慎重に確認し、必要に応じて掲載前に許諾を得ること。権利料や使用料等諸費用が発生する場合は、受託者が負担すること。写真の撮影を含めた取材費用も本件の委託料に含むものとする。
- キ 取材は原則、現地へ赴き行うこと。事業者の意向や気象条件等によりオンライン等での取材となる場合は、財団の承諾を得ること。
- ク Web 媒体による発信においては、環境配慮型旅行推進事業の一環で制作していることを明示すること。
- ケ Web 媒体で発信する内容は、バナーリンク等を作成の上、「多摩地域魅力PR事業」及び「島しょ地域魅力PR事業」にて構築予定の Web サイトと適宜連携すること。

（6）KPI の設定、効果測定及び PV 数増加の取組

- ア 発信媒体における平均リーチ数等から算出した PV 数等適切な KPI を設定の上、設定した KPI の達成状況を基に効果測定を行い、毎月報告すること。達成状況については月次の報告の他、業務委託報告書にも掲載すること。
- イ 発信内容の PV 数増加に向けた取組を企画し、実施すること。
- ウ 発信内容の PV 数増加に向けた取組の実施は、本契約期間の範囲内で行うこと。
- エ 一定の閲覧数を得るために、PV (閲覧数) 保証を設定すること。
- オ 予期せぬ事情等により設定した KPI の達成が困難になった場合は、KPI を見直すこと。

6 成果物の納品

- （1）受託者は、委託業務が完了したときは、次に定める成果物を委託完了届とともに提出すること。

(2) 受託者は、成果物の作成に当たっては、本仕様書6（3）による他、体裁、配置、表示方法及び内容など、財団と十分に調整すること。

(3) 成果物は以下のとおりとする。なお、電子データのフォーマットや媒体形式は、財団と相談の上、決定すること。

ア 業務委託報告書【印刷物2部（A4版）】

内容：本委託事業の実施結果をまとめ、今後の対応策や方向性を示す報告書とすること。

イ 業務委託報告書の電子データ【2部】

ウ その他、本事業で作成したものの一式の電子データ

なお、電子データについては、原則として「Microsoft Word 2019」、「Microsoft Excel 2019」又「Microsoft Power Point 2019」のいずれかによる。原稿及びイラストデータについてはPDFデータ及び編集可能なデータ形式（拡張子eps、ai等）とすること。データについては、全ファイルウィルスチェックの上、CD-R、DVD-R等に保存すること。また、上記には本事業受託にて得た全ての写真・映像等を含むものとする。ただし、肖像権・著作権、その他の権利を侵害するものは除く。

7 納入場所

財団の指定する場所

8 納品期限

財団の指定する日

9 第三者委託の禁止

本委託業務は、原則として第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により申し出、財団の承認を得た事項については、この限りでない。

10 秘密の保持

受託者は、第9により財団が承認した場合を除き、委託業務の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

第9により財団が承認した再委託先についても、同様の秘密保持に関する責務を課し、受託者が全責任を負って管理するものとする。

11 著作権等の取扱い

この契約により作成される納入物の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。

(1) 受託者は、納入物のうち本委託業務の実施に伴い新たに作成したものについて、著作権法（昭和45年法律第48号）第2章第3節第2款に規定する権利（以下「著作者人格権」という。）を有する場合においてもこれを行使しないものとする。ただし、あらかじめ財団の承諾を得た場合はこの限りでない。

(2) (1)の規定は、受託者の従業員、第9の規定により再委託された場合の再委託先又はそれらの従業員に著作者人格権が帰属する場合にも適用する。

(3) (1)及び(2)の規定については、財団が必要と判断する限りにおいて、本契約終了後も継続する。

(4) 受託者は、納入物に係る著作権法第2章第3節第3款に規定する権利（以下「著作権」

という。) を、財団に無償で譲渡するものとする。ただし、納入物に使用又は包括されている著作物で受託者が本契約締結以前から有していたか、又は受託者が本委託業務以外の目的で作成した汎用性のある著作物に関する著作権は、受託者に留保され、その使用権、改変権を財団に許諾するものとし、財団は、これを本委託業務の納入物の運用その他の利用のために必要な範囲で使用、改変できるものとする。また、納入物に使用又は包括されている著作物で第三者が著作権を有する著作物の著作権は、当該第三者に留保され、かかる著作物に使用許諾条件が定められている場合は、財団はその条件の適用につき協議に応ずるものとする。

- (5) (4) は、著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利の譲渡も含む。
- (6) 本委託業務の実施に伴い、特許権等の産業財産権を伴う発明等が行われた場合、取扱いは別途協議の上定める。
- (7) 納入物に関し、第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、財団の帰責事由による場合を除き、受託者の責任と費用を持って処理するものとする。

1.2 委託事項・関係法令の遵守

本委託契約の履行に当たっては、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

1.3 個人情報の保護等

- (1) 「東京観光財団個人情報取扱要領」*を踏まえ、「個人情報に関する特記仕様書」**に定められた事項を遵守すること。

また、本委託業務の遂行にあたり第 9 により財団に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても、当該事業者が本委託業務における個人情報を扱う場合は、「個人情報に関する特記仕様書」を遵守させること。

(東京観光財団個人情報取扱要領)

* https://www.tcvb.or.jp/jp/kojinjoho_yoryo_20250401.pdf

(個人情報に関する特記仕様書)

** https://www.tcvb.or.jp/jp/kojinjoho_tokkishiyosho_20250401.docx

- (2) 「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ基本方針」及び「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ対策基準」の趣旨を踏まえ、「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」***に定められた事項を遵守すること。

(電子情報処理業務に係る標準特記仕様書)

*** https://www.tcvb.or.jp/jp/denshi_tokkishiyosho_20250401.docx

- (3) また、第 9 により財団に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても同様に遵守させること。再委託させる事業者は以下のいずれかを取得している事業者（あるいは今後取得予定である事業者）であることが望ましい。

ア 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が運用する ISMS 適合性評価制度における ISO/IEC27001 と同程度の認証

イ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）の認定するプライバシーマークと同程度の認証

- (4) 電子情報処理業務を行うに当たり、以下の取扱いに留意すること。

- ア 当財団職員を含め、本委託業務の遂行にあたる関係者の氏名/メールアドレス など
- イ 他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報（IP アドレスや cookie など）もア
と同システムに格納されている場合においては、同様に留意すること。

1.4 支払方法

受託者への支払は、原則、委託完了後の財団担当者による検査終了後、受託者からの支
払請求書に基づき委託料を一括で支払うものとする。年度毎や1年毎の支払い等が必要な
場合は、受託決定後速やかに財団と協議のうえ決定するものとし、決定後は支払回数及び
支払時期について変更できないものとする。また、受託者は該当時点での適切な成果物・
委託完了届等を報告・提出し、履行完了を確認できた部分について支払うものとする。

1.5 その他

- (1) 財団は必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額
等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。
- (2) 本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、財団と事前に協議すること。
- (3) 本仕様書に定める委託内容の最終的な履行にあたっては財団と協議のもと進めるこ
と。

1.6 連絡先・提出先

公益財団法人 東京観光財団 地域振興部
〒163-0915 東京都新宿区新宿二丁目3番1号 新宿モノリス15階
電話 03-5579-2682 (直通)
FAX 03-5579-8785